

下田市里山づくり活動用大型機械の貸出しを開始します！

下田市では今年度から、市内の農地有効利用の促進と里山景観の維持を目的に実施する里山づくり活動の活性化のために、大型機械の貸出しを始めました。

(1) 利用対象者

市内の遊休農地解消や里山景観の保全、荒廃森林や荒廃竹林の解消を目的として利用する、市内に住む個人又は活動拠点を置く団体に貸出しを行います。

(2) 貸出可能な大型機械

① 歩行型草刈機

自走する草刈機を押して操作します。

② 乗用型草刈機

車型の草刈機に乗って操作します。

③ 樹木粉碎機

直径 135 mm までの竹・枝等を粉碎できます。

(3) 手続きの流れ

手順1

・使用の一週間前までに申請
(使用場所の地図、写真を添付)

手順2

・下田市より許可通知を送付

手順3

・機械保管場所に取りに来る
(軽トラック等が必要)

手順4

・活動報告書の提出及び保管場所への返却
(作業後の写真を添付)

申請書・活動報告書は市ホームページよりダウンロードができます。

◆利用条件及び注意事項◆

- ① 貸出及び返却は市役所が開庁している日時に限ります。
- ② 初めて貸出しを受ける際は、機械の取扱い方法及び安全管理の説明を受ける必要があります。
- ③ 貸出期間は3日以内とし、使用後は使用した分の燃料を補給し、土や草を落とすなどの手入れをして返却してください。
- ④ 機械をく又貸し>した場合や<営利目的に使用>した場合はその貸出しを中止します。
- ⑤ 処理能力を超えた使用により破損等が生じた場合、費用はすべて利用者に負担していただきます。

申請・問合せ先 下田市役所産業振興課(0558-22-3914)